

子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の
見直しに係る検討について
(公定価格関係以外)

1 (1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方

【論点】

支給認定区分の変更の時点について、地方自治体等における事務負担の軽減等の観点から、見直しの必要があるか。
保育標準時間・保育短時間の区分について、地方自治体等における事務負担の軽減の観点から、区分の統合も含めた見直しを行う必要があるか。
保育の必要性認定の事由における「求職活動」の要件について、取扱の明確化を行う必要があるか。

論点

【現状・これまでの取組】

- 子ども・子育て支援新制度における支給認定区分は、学校教育が満3歳以上の子どもを対象とするものであることから、満3歳以上が満3歳未満かで認定区分を設けている。
- 3号認定子どもが満3歳に達した場合には、市町村は、職権により支給認定を変更することができるが、その際には、保護者にそのことを通知する必要がある。
- 一方で、公定価格の算定については年度を単位として運用しており、3号認定子どもが満3歳に達することにより、2号認定子どもに移行した場合も、年度内における公定価格は3号認定子どものものと同様に取扱われることになる。

▷ 平成29年の地方分権提案において、市町村の事務負担軽減等の観点から、3号から2号への職権変更の時点について、満3歳に達した日ではなく年度当初などを基準日とすることを求める提案があった。

これを踏まえ、職権による支給認定の変更時の通知について、3号から2号に切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知すればよいこととし、事務負担の軽減を図っている。

【検討の視点】

- これまでの事務負担軽減の取組を踏まえつつ、更なる見直しとして、3号認定と2号認定の区分の基準を満年齢ではなく年度単位とする必要があるか。
 - ・見直しを行った場合、1号認定と2号認定の開始の時期が異なることとなる。また、家庭的保育事業等の対象（原則として満3歳未満）とも差異が生じる。
 - ・職権変更時の通知を年度末にまとめて行うことができている中で、見直しにより、事務負担の軽減にどの程度の効果が見込めるか。
- 制度改正によるシステム改修、事務の変更等による負担の方が大きいのではないか。

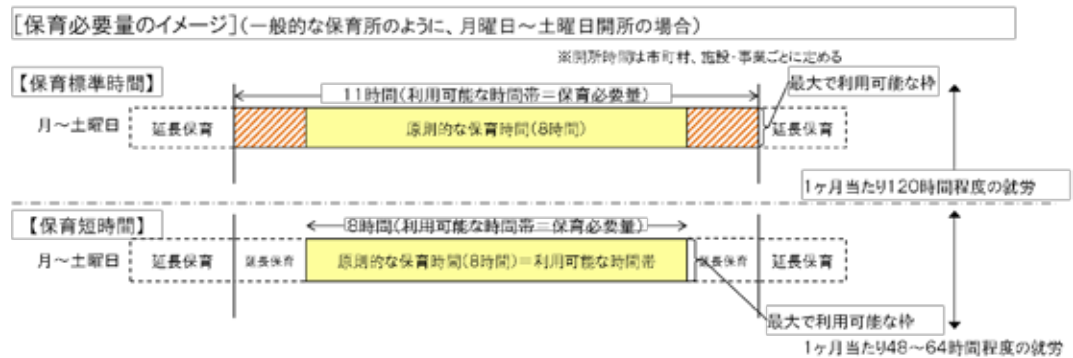
【方向性（案）】

- 2号認定、3号認定の区分については、これまでの取組により職権変更時の事務負担軽減が図られており、見直しを行うことによる事務負担軽減の効果が大きくは見込めない一方で、制度改正によって生じる影響などへの懸念が大きいため、現行の制度を維持することとしてはどうか。

【現状・これまでの取組】

○保育の必要性認定における保育必要量の認定については、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにする等の趣旨で、認定に係る事務の負担も勘案し、子ども・子育て会議における議論を経て、現行の「保育標準時間」、「保育短時間」の2区分を設定してる。

○この2つの区分の下、家庭の就労実態等に応じて利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。



○平成28年度の調査における各区分の割合は以下のとおり。(各都道府県における人口規模の異なる3自治体を調査。標準時間認定の割合：短時間認定の割合)

(全国) 83.9% : 16.1%	(大規模) 88.4% : 11.6%	(中規模) 83.8% : 14.6%	(小規模) 79% : 21%
--------------------	---------------------	---------------------	-----------------

▷平成28年の地方分権提案において、区分の変更に伴う支給認定証の交付を始めとする市町村の事務負担軽減等の観点から、区分の統合を求める提案があった。これを踏まえ、支給認定証の交付について、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととし、事務負担の軽減を図っている。

【検討の視点】

- これまでの事務負担軽減のための取組を踏まえつつ、更なる見直しとして、保育標準時間・短時間の区分の統合を行う必要があるか。
- ・無償化が実施されることにより、標準時間の利用が増える可能性があるとの指摘もあるが、一方でこうした点について、短時間の区分をなくし標準時間に統合した場合、不必要に長時間の保育を受けることにつながるのではないかとの懸念も指摘されている。
- ・支給認定証の交付が申請があった場合のみとなっても、認定の変更等に伴う事務の煩雑さは残っているとの指摘もある。
- ・標準時間に統合した場合、公費負担が増加することになり、財源の確保も必要。

【方向性(案)】

- 保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要である。区分の統合により、市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育所等における保育の長時間化につながるおそれや公費負担の増加など、懸念される点もあることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、区分の在り方や事務負担の軽減方策について、引き続き検討することとしてはどうか。

【現状・これまでの取組】

- 保育の必要性の認定事由の一つとして、“求職活動を継続的に行っていること（求職事由）”を定めている。
求職事由による認定の有効期間は、雇用保険制度に基づく失業等給付（基本手当）の給付日数を踏まえ、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで
- 求職事由に該当することの確認方法については、自治体向けFAQにおいて、「ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定」と示しているのみであり、その取扱いについては自治体によって差異がある。
- このため、自治体からは、求職事由の要件を明確化について要望がなされているところ。

【検討の視点】

- 一時的に保育を受けることが困難になった子どもに対しては、「日々保育を行うこと」を目的とする保育所ではなく、「一時的に預かり、必要な保護を行う」一時預かり事業において対応することが基本であると考えられる。
- 求職活動については、性質上、事由自体からは恒常的に必要な保育を受けることが困難かどうか明らかではないため、利用者間の公平性の観点から、就労と同様に、時間などの客観的な基準が必要ではないかとの指摘がある。
- 求職活動の内容として、客観的に求職活動であると確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容であることが必要ではないか。（インターネット等で求人情報を閲覧しているのみで、保育の必要性を認定することは適当ではないのではないか。）

【方向性（案）】

- 求職事由の取扱いについて、通知等により明確化することを検討してはどうか。

（考えられる内容）

- ▷ 他の認定事由との公平性に鑑み、求職事由により保育の必要性が認められるための、一定の基準（ ）を示す。
基準の設定に当たっては、就労と同様に時間を一つの目安とすることも考えられるが、求職活動と就労との性質の違いに鑑みて検討する必要がある。
- ▷ 求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行う。
 - ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容であることが求められ、主なものとして、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれ、ハローワーク、新聞、インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼等は含まない。
 - ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

1 (2) 幼稚園等で受け入れている 2 歳児を支給認定 (教育認定) の対象とすることについて

【主な意見・論点・課題】

(平成29年地方からの提案概要 (高岡市ほか))

- ・保育の必要性のない子どもについては、満3歳以上のみ子どものための教育・保育給付の支給認定が行われ、施設型給付の対象となっているが、幼稚園において2歳児の定期受入れを行っている場合もある。
- ・3歳未満児の受入れニーズに応えるとともに、施設・保護者の費用負担軽減等のため、2歳児を支給認定の対象とすべきではないか。

(平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定))

(19) 子ども・子育て支援法 (平24法65)

() 幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼児教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【これまでの取組経緯等】

学校教育法 (昭和22年法律第26号) (抄)

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

平成15年～18年

構造改革特区制度において「満三歳未満児の幼稚園入園事業」を実施

平成19年～

評価委員会等による特区事業の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育ではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこととされた。

子育て支援の観点から、私学助成 (幼稚園の子育て支援活動の推進) や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業 (地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業 (一般型)) により支援を実施

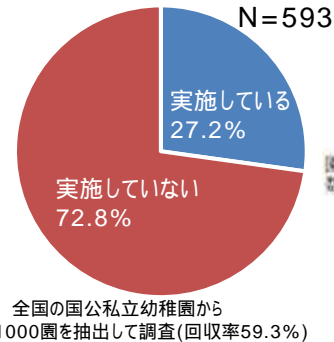
平成30年

待機児童の解消に向けた子育て安心プランに基づき、保育の必要性のある2歳児を幼稚園で受け入れる場合の新たな運営費支援の仕組みを創設。(一時預かり事業幼稚園型)

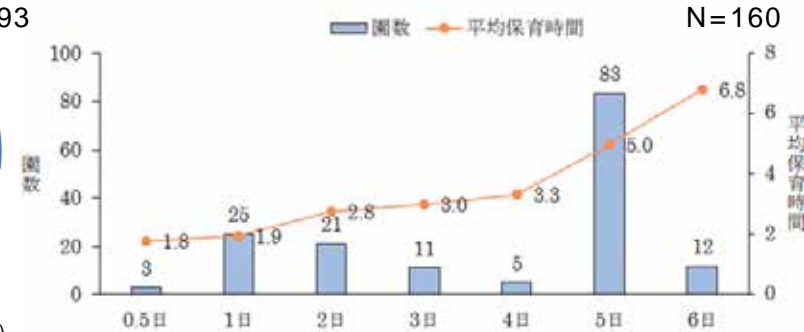
【平成30年度調査研究の結果(抜粋)】

幼稚園教育への円滑な接続の観点から行う子育て支援としての2歳児の受入れに関する調査研究 (平成31年3月、全国幼児教育研究協会)

(2歳児受入れの実施の有無)



(1週当たりの保育実施日数別の園数及び平均保育時間)



(研究の成果と課題抜粋)

- ・各園で行われている2歳児の受入れは、実に多様な考え方や具体的な方法がある。
- ・2歳児の受入れについては、まだ社会的な要望は不確定な状況であり、(中略) 発達の個人差が大きい2歳児の育ちや保育のあり方については、特定の形ではなく、多様性が十分に認められる必要がある。(中略) そこで、年数をかけて多様な実践事例を検討し、幼児の育ちと保育の関係を見ていき、2歳児の受入れのあり方について考えていく必要があると考える。

【方向性(案)】

○現時点では、幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象とし一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動加算等により支援していくこととしてはどうか。 5

1 (3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

【主な意見・論点・課題】

大型マンション内に認可保育所を設置した場合、利用調整において当該マンションの入居者を優先的に取り扱うことが可能である旨、市町村に周知すべき。

【現行の制度概要】児童福祉法に基づく保育所等の利用調整について

利用調整における基本的な考え方

市町村は、保育所等が不足し、又は不足する恐れがある場合には、保育所等の利用調整を行う。（児童福祉法第24条第3項）
上記にかかわらず、当分の間、全ての市町村は保育所等を利用するに当たって利用調整を行う。（児童福祉法附則第73条）
利用調整では、原則、**市町村内の全ての施設・事業類型等を通じて、保育の必要性の高い人から保育所等の利用のあっせん**を行う。

具体的には

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」
（平成26年9月10日通知）（抄）

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

7 優先利用

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や**個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組み**を基本とすること。

【方向性（案）】

大規模開発時において、大型マンション等が建設されるに当たり当該マンション等に認可保育施設を設置するような場合に、当該マンション等の入居者に対して保育所の利用調整上優先的な取扱いを行うことも可能である旨、通知等の手段を通じて周知することとしてはどうか。

1 (4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

【主な意見・論点・課題】

現在認可外保育施設として運営されている施設について、認可施設への移行を阻害する要因を明らかにするとともに、インセンティブ付与など認可施設への移行を促進する施策を講じる必要がある。

【これまでの取組】

認可外保育施設の施設件数は以下のとおり。
9,666 か所（2018年3月現在）

移行促進策については、令和元年度予算において、

- ・認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県等への配置を拡充（706人 1,221人）
- ・認可施設への移行を目指す認可外保育施設について、認可施設の基準を満たすための改修費や移行費、運営費の補助を行っているが、運営費補助に関して

補助単価を、公定価格の2/3相当から、公定価格に準じた水準へ引き上げ
公定価格に準じた各種加算の創設
などの、移行促進のための措置を講じた。

【方向性（案）】

現在の移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に取り組んでまいりたい。

3 (1) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

【主な意見・論点・課題】

土曜日において保育所を開所することについて、共同保育の実施等による保育体制整備や業務負担軽減等による勤務環境の向上など、適切な保育を確実に実施するための施策を講ずる必要がある。

【制度運営の現状】

1 . 土曜共同保育の実施状況 (平成29年)

保育所 : 18.1% 認定こども園 : 17.5% 小規模保育事業所 : 18.7%
「保育所等の運営実態に関する調査」(平成30年度)より

2 . 保育所における平日と土曜日の利用児童数及び職員数比較 (平成29年)

利用児童数 : 32.4%
職員数 : 45% (うち保育士のみ比率は48.5%)
「保育所等の運営実態に関する調査」(平成30年度)より

3 . 共同保育についてはその実施方法や相手方の施設類型に関する特段の法令上の規制はなく、公定価格上の取扱いとしては以下のとおり

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について (平成28年8月23日付け通知)(抄)

【別紙2 (保育所(保育認定2・3号))】

加減調整部分

2 常態的に土曜日に閉所する場合

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定こどもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

認定こども園(保育認定2号、3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業(保育認定3号)、居宅訪問型保育事業(保育認定3号)も同様

【方向性(案)】

土曜保育における共同保育の実施については、現在特段の規制はないものの、取組みの在り方等に係るFAQの発出等による明確化を行ってはどうか。

【主な意見・論点・課題】

保育士の働き方改革の観点から、全ての子どもが帰宅した後も閉園まで保育士の配置を求める必要は無く、配置基準における取扱いを改善する必要がある。

【制度運営の現状】

1. 保育士の配置については、次のとおり定められている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

（職員）

第33条（略）

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはできない。

（保育所の職員配置に係る特例）

第94条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（中略）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第33条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（中略）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

2. 上記省令上の規定に係る具体的な考え方としては次のとおり。

保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日付け通知）（抄）

朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（基準第94条関係）

基準第33条第2項ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、都道府県知事（中略）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

基準第94条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

【方向性（案）】

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、保育体制の確保に関する基準等への影響にも留意しつつ、どのような負担軽減が考えられるか検討してはどうか。

3(2) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方

【主な意見・論点・課題】

保育人材の確保に関して、短時間勤務の保育士の導入が現状で一部認められているが、短時間勤務職員の配置対象の拡大等さらなる配置基準の緩和が必要である。

【現行制度の内容】

保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日付け通知）（抄）

一 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（一日六時間未満又は月二〇日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

(一) 常勤の保育士が各組や各グループに一名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が二名以上の場合は、一名以上ではなく二名以上)配置されていること。

(二) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

二 (略)

【方向性(案)】

新たに調理員等について短時間勤務職員の導入を可能とすることについては、保育の質を確保しつつ、具体的に何ができるか検討することとしてはどうか。

3(3) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり

【主な意見・論点・課題】

保育の質の向上に向けて、保育士に対する研修機会を確保・拡充するとともに、保育所等が研修を実施することを適切に評価する仕組みが必要ではないか。

【これまでの取組】

公定価格のうち基本分単価の算出において、研修代替保育士として保育士1人当たり年間3日分の費用を措置している。

公定価格において保育士等の処遇改善に取り組む保育所等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用の上乗せを行う処遇改善等加算 について、加算要件としてキャリアアップ研修の受講を求めることとしている。

2021(令和3)年度末まで当該要件は必須とはされていないが、研修受講を促進することにより2022(令和4)年度を目途に当該要件の義務化を目指す。

保育所等において園内研修を実施した場合の取扱い等、処遇改善等加算 に係る研修受講要件の詳細な取扱いについては、『「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の一部改正について』(令和元年6月24日付け通知)により次のとおりお示ししている。

7 その他

(6) 保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修(以下「園内研修」という。)の取扱いについて、園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・研修の講師が、本ガイドラインに定める研修の講師であること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、本ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともにその内容が本ガイドラインに沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

【方向性(案)】

保育士に対する研修については、今後とも効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組みを検討、実施してまいりたい。

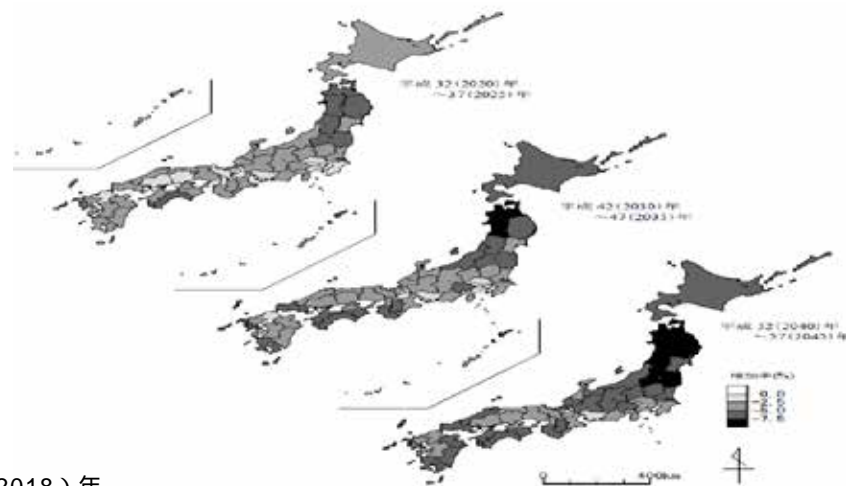
3(4) 都市部とは違った形で人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策

【主な意見・論点・課題】

人口減少地域においては、都市部とは異なる形で人材確保対策を講ずる等、保育事業の継続を確保するための施策が必要である。

【現状】

日本における人口減少の態様は、地域ごとに様々であり、待機児童数についても全体で見れば、自治体毎の待機児童数のバラつきは低減し減少傾向。一方、待機児童が増加している自治体等もある。



「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より

図表-4 都道府県別推計人口の増加率

【検討の論点】

検討の論点としては、例えば、

- ・人口減少地域における、保育所同士の連携や統廃合の在り方
- ・複数保育施設間の保育人材の融通等
- ・地域の空きスペースを活用した保育等の実施
- ・地域コミュニティ全体による子育て

等が考えられるのではないか。他にも、切り口は考えられないか。

【方向性（案）】

御指摘を踏まえ、地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方について、検討の論点としてどのようなものがあるかも含め、関係者等の御意見も伺いながら広く長期的な議論を行ってはどうか。

3(5) 看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

【主な意見・論点・課題】

人材確保のための施策として、潜在保育士に対し、研修の実施や資格試験の充実、看護師等免許保持者における届出制類似の制度の導入等、就職・再就職支援を強化する必要がある。

【これまでの取組】

潜在保育士に対する研修の実施や資格試験の充実に向けた施策については、潜在保育士向けの研修として、次のような取組を実施した。

- ・ 復帰後の保育士に対し外部講師を呼んで園内研修を実施する際に要する費用を補助する事業（潜在保育士再就職支援事業）を実施
- ・ 「保育士確保プラン」において年2回の保育士資格試験の実施を推進する方針を示し、平成30年度において全ての都道府県において年2回の試験実施を実現

（参考）

看護師資格等免許保持者による届出制度については、看護師等人材確保促進法により、看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンター（都道府県知事が指定する法人で、現在は各都道府県看護協会が指定を受けている）へ届け出ることが努力義務とされている（平成27年10月施行）。

都道府県ナースセンターにおいては、ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等とも連携しつつ、届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援を行っている。具体的な支援の例としては、復職意向の定期的な確認や医療機関の求人情報の提供、復職研修の開催に関する情報提供等がある。

届出数については、制度開始以降令和元年8月末までの3年11ヶ月で延べ103,931人が届出を行い、うち延べ9,620人が就職している。

【方向性（案）】

研修の実施や資格試験の充実については、上記のとおりそれぞれ施策を講じたところ。引き続き潜在保育士に対する研修機会の確保等による再就職支援等を行ってまいりたい。

看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等費用対効果も踏まえて、どのような対応が可能であるか検討してはどうか。

4 (1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方

【主な意見・論点・課題】

○私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成の「特別支援教育費補助」、地域子ども子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、地方交付税による一般財源措置があり、施設の類型や設置者及び支給認定区分によって異なる補助制度が適用される。現行の認定こども園法施行前の類型（接続型・並列型）により活用できる補助制度が異なる、県と市町村にそれぞれ申請が必要となるなど、園や自治体の負担となっており、事業の一本化を含めた制度のあり方を検討するべきではないか。

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）】

（15）【私立学校振興助成法（昭50法61）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】

（中略）これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【現状】

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）
○：私学助成（特別支援教育経費） ●：一般財源措置（平成15年度～）

認定こども園			1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立	旧接続型			
		旧並列型			
	上記以外				
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立	単独型			
		接続型			
		並列型			
	上記以外	単独型			
		接続型・並列型			
保育所型					
地方裁量型					

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

実施主体：市町村
対象施設：私立認定こども園
補助要件：①2人以上の障害児を受け入れていること
公定価格上求められる配置すべき職員に加えて有資格者を配置すること。
補助単価：子ども1人当たり月額65,300円（年額783,600円）

私学助成（特別支援教育経費）

実施主体：都道府県
対象施設：学校法人立私立幼稚園・幼保連携型認定こども園（学校法人化のための努力をする園も含む）
補助要件：2人以上の障害児を受け入れていること
補助上限：子ども1人当たり年額784,000円

一般財源措置（旧障害児保育事業）（平成15年度～）

実施主体：市町村
交付税算定単価：子ども1人当たり年額1,509,000円
（概ね障害児2名に対し、保育士1名の配置を標準として算定）

【方向性（案）】

○既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分（ ）については、国と地方の税財源配分のあり方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であるが、国事業（私学助成の「特別支援教育費補助」（ ）及び「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」（ ））の一本化については、現行の両事業の実施率や上乘せ補助の状況等も踏まえつつ、事務負担だけでなく各園への支援が低下することのないよう留意しつつ検討するべきではないか。

4 (2) 3 歳以上園児の保育室の 3 階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

【論点・課題】

3 歳以上園児の保育室の 3 階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）については、以下のとおりとする。
- ・保育室等の設置階（同省令6条4項）については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
 - ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要なとされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
 - ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

【これまでの取組】

- 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運営上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成29年3月31日付府子本第224号・28文科初第1838号・雇児発0331第17号）
 - ▶ 3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合において、遊戯室を3階以上に設置可能とした。
 - ▶ 3階以上の保育室（原則3歳未満の園児に供するもの）と同じ階又はその上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取り扱いとして、満3歳以上の園児の保育室を3階以上の階に設けることも認められているが、この園庭が屋上にある場合の要件の1つである便所・水飲み場の設置場所を、「屋上（屋上と同一階含む）」から、「園児の利用しやすい場所」に緩和。

【主な意見等】

- ・園庭や戸外での活動は毎日平均2時間以上実施されている。この規制緩和は、子どもたちの日々の活動を園庭や戸外での遊びから遠ざけるものであり、また緊急時に3歳以上の子どもが3階から1階へ降りるなどの時間を考えると生命の安全性からもなされるべきではない。
- ・認定こども園の施設基準については、質が重要なことから慎重に議論を進めること。
- ・3歳以上児に係る園庭要件の緩和（既存の幼稚園・保育所を基に幼保連携型認定こども園を設置する際、特例で園庭は幼稚園・保育所基準で可能とされている。）

【方向性（案）】

- 3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととしてはどうか。

4 (3) 5 年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

【論点・課題】

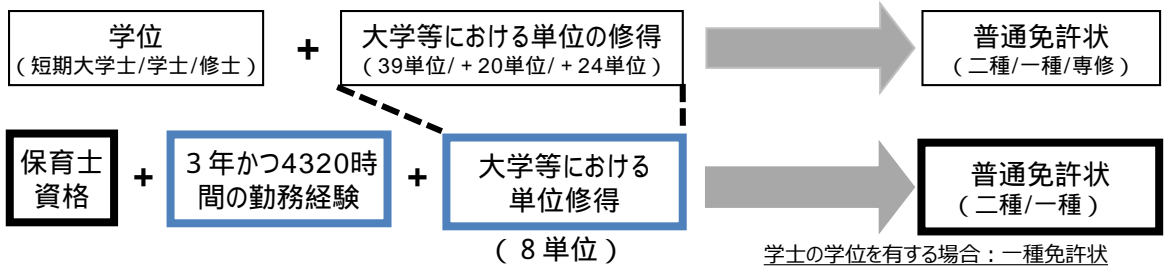
幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているところ、令和6年度末までに限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例や、片方の免許状・資格保有者のもう一方の免許状・資格取得に係る特例を設けている。特例期間中に、幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許・資格併有促進のため、更なる対策を講じるべきではないか。

【現在の免許併有状況（平成30年度）】

資格・免許の保有状況	人数	割合
両方保有	90,647人	90.4%
どちらか一方のみ保有	9,660人	9.6%
幼稚園教諭のみ	2,274人	2.3%
保育士のみ	7,386人	7.4%
総数	100,307人	100.0%

【現在の免許・資格取得特例】

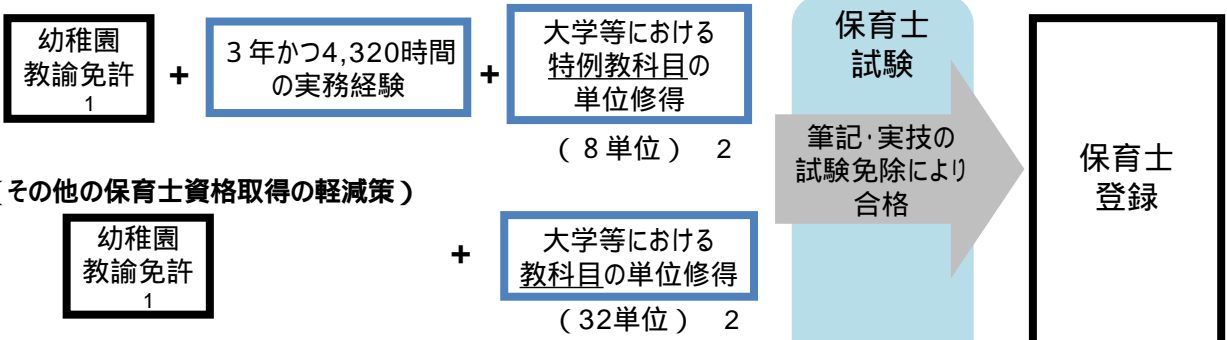
幼稚園免許取得の特例



【その他の支援策等】

- 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業
- 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- 免許状・資格取得等のための受講料、代替職員の雇上費の補助
- 幼稚園免許状・保育士資格取得に係る連携事業（令和元年度～）
- 都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う事業を創設

保育士資格取得の特例



1. 幼稚園教諭免許所有のみの場合でも一部の筆記科目と実技試験が免除
2. 単位数に応じて、筆記科目が免除

【方向性（案）】

- 令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進めてはどうか。
(検討例) 認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等

5 (1) 小規模保育事業における運営等の在り方 (B型からA型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など)

【主な意見・論点・課題】

小規模保育事業 B 型からA型への移行を促進する方策について、検討が必要ではないか。

【現行の制度概要】

小規模保育事業の認可の基準は以下の表のとおり。A型とB型の違いは、保育士資格を有する者の割合の部分。

		保育所	小規模保育事業		
			A 型	B 型	C 型
職員	職員数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1	保育所の配置基準 + 1 名	保育所の配置基準 + 1 名	0 ~ 2 歳児 3 : 1 (補助者を置く場合、5 : 2)
	資格	保育士 保健師又は看護師等の特例 有 (1 人まで)	保育士 保育所と同様、保健師又は 看護師等の特例を設ける。	1 / 2 以上保育士 保育所と同様、保健師又は看 護師等の特例を設ける。 保育士以外には研修実施	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了し た保育士、保育士と同等以上 の知識及び経験を有すると市 町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0 歳・1 歳 乳児室 1 人当たり1.65㎡ ほふく室 1 人当たり3.3㎡ 2 歳以上 保育室等 1 人当たり1.98㎡	0 歳・1 歳児 1 人当たり3.3㎡ 2 歳児 1 人当たり1.98㎡	0 歳・1 歳児 1 人当たり3.3㎡ 2 歳児 1 人当たり1.98㎡	0 歳 ~ 2 歳児 いずれも 1 人 3 . 3 ㎡
	処遇等	給食 自園調理 公立は外部搬入可 (特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

公定価格においては、小規模保育事業 B 型からA型への移行促進策として、以下の加算を設けている。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)(抄)

3 保育士比率向上加算

(前略) 保育士資格を有する者の占める割合が 3 / 4 以上となる事業所に加算する。

(後略)

【方向性(案)】

小規模保育事業A型への移行促進については、現在においても小規模保育事業B型からA型に移行するインセンティブを公定価格上設けている。17

【主な意見・論点・課題】

小規模保育事業所においても、一般型一時預かり事業を実施できるようにしてはどうか。

【現状】

一時預かり事業の概要

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

令和元年度補助単価（一般型基本分）：1 か所あたり年額 1,600 千円～10,223 千円

<事業類型>

（１）一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（２）～（５） 略

一般型一時預かり事業の実施要綱上の記載ぶり

（１）一般型

実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、**一定の利用児童が見込まれる場所**で実施すること。

【方向性（案）】

小規模保育事業所による一時預かり事業については、現行の実施要綱においても実施可能であり、今後改めて通知等により周知することとしてはどうか。

5 (2) 保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育研修の受講要件の柔軟化

【主な意見・論点・課題】

家庭的保育補助者や小規模保育事業C型の従事者に対して求められる家庭的保育者研修の受講について、保育士資格を有する者においては受講要件を緩和すべき。

【現行の制度内容】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）（抄）

第2章 家庭的保育事業

（職員）

第23条 （略）

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

第3章 小規模保育事業

第4節 小規模保育事業C型

（職員）

第34条 （略）

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

家庭的保育補助者となるための研修の具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年6月3日付け通知）において次のとおりお示ししている。

1 家庭的保育事業に係る職員の要件

（2）家庭的保育補助者

設備運営基準第23条第3項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。

- 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- 家庭的保育者基礎研修
- 旧小規模要綱に基づき実施された と同等の研修

【方向性（案）】

保育士資格所有者が家庭的保育や小規模保育事業C型に従事するに当たり、原則として研修受講が必要としつつ、一定の条件を満たす場合に受講要件を一部緩和することについて、従事者等関係者の意見を踏まえて検討することとしてはどうか。

5 (3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策

【主な意見・論点・課題】

現在経過措置により実施義務が猶予されている家庭的保育事業における自園調理について、早期に実施体制を整えられるよう支援する必要がある。

【現行制度の概要】

1. 家庭的保育事業における給食提供に係るルールについて

家庭的保育事業における給食提供については、自園調理の移行率が低調であること等を踏まえ、平成30年度の子ども・子育て支援新制度に係る5年度見直しに関する議論の過程で新制度施行後10年までの間、自園調理の実施を義務化しないこととされた。

2. 家庭的保育事業で活用することが可能な事業について

家庭的保育事業においては、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費、賃借料等）の一部を補助する「家庭的保育改修費等支援事業」を実施しており、自園調理を実施するために必要となる設備の改修等に要する費用に係る補助を受けられる場合がある。

【主な意見等】

居宅で家庭的保育事業を営む家庭的保育事業者には、自園調理に関する経過措置が5年間延期されたところであり、全ての家庭的保育事業者ができるだけ早く自園調理ができる体制を整えられるよう期待している。

（水嶋委員（NPO法人家庭的保育全国連絡協議会））

【方向性（案）】

家庭的保育事業における自園調理の実施については、上記のような経過措置の延長や補助事業が利用可能であることを、事業者団体での講演や自治体の担当者会議において、周知・説明を行うこととしてはどうか。

5 (4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方 (派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など)

【主な意見・論点・課題】

居宅訪問型保育事業については、現行の対象児童の範囲に加えて、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な家庭や、DV・モラルハラメントがあるなどさまざまな理由で個別的支援を必要とする家庭を加えてはどうか。

居宅訪問型保育事業を必要とする要因に基づき、事業内部の類型を、障害や慢性疾患の程度を勘案して集団保育が著しく困難と認められる場合に提供する類型と待機児童対策としての類型など、対象児童により大きく2つの類型に分けて運用の在り方を検討してはどうか。

【現状】

居宅訪問型保育事業における対象児童の考え方について

居宅訪問型保育事業において提供する保育の内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条各号に列挙されている。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（抄）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 **居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。**

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、**保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育**
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

【方向性（案）】

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の取扱いにおいても可能であるため、改めてそのような場合の実施が可能である旨通知等により周知することとしてはどうか。

居宅訪問型保育事業の類型化については、分類の必要性や分類方法、分類した場合の各類型に対する取扱い等多くの論点を含むため、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、制度運用の実態や事例を踏まえつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

5 (5) 連携施設制度の在り方

(連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

【主な意見・論点・課題】

小規模保育事業における連携施設確保が進んでいないことを踏まえ、連携施設確保に向けた自治体の関与や、小規模保育事業の卒園児に対する利用調整における配慮の仕組みを創設する必要がある。

【現行の制度概要】

1. 連携施設制度について

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を営む事業者は、連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならないこととされている。(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条)

なお、連携施設の確保が著しく困難であり、地域子ども・子育て支援事業等により必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、施行日(平成27年4月1日)から平成37年3月31日までの10年間、連携施設の確保をしないことができるという経過措置が設けられている。(同基準附則第3条)

2. 連携施設に連携協力を求める3つの事項について

連携施設を確保するにあたり、以下の3つの事項に係る連携協力を行うこととされている。(連携施設の3要件。同基準第6条第1項各号)

- ・「保育内容の支援」...利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- ・「代替保育の提供」...必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。
- ・「卒園後の受け皿」...当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

3. 最近の連携施設に関わる見直しについて

平成30年秋の子ども・子育て会議における議論や当時の地方分権提案を踏まえ、連携施設制度に関し、以下の見直しを行ったところ。

- ・経過措置期間の5年間の延長...当初、連携施設の確保をしないことができる経過措置は「施行日から5年間」の措置とされていたが、平成30年4月1日時点で、3要件全てを設定した連携施設の割合が46%だったことを踏まえ、経過措置の期限を5年間延長し「平成37年3月31日までの10年間」とした。
- ・連携相手の拡充...家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認める場合において、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を連携先として設定することを可能とした。

- ・ 連携施設確保の一部緩和... 保育所型事業所内保育事業について、規模（20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、3～5歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、満3歳以上の児童受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とした。

4. 利用調整における取扱いについて

小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童に係る利用調整上の取扱いについては、「支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け通知）において、次のとおり **優先利用の対象となる旨お示ししている**。

7 優先利用

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。

小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

（中略）特定地域型保育事業者は、（中略）連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

【主なご意見】

連携施設の確保には地方自治体の関与・協力が不可欠である旨周知し、連携施設が適切に確保できている好事例の展開等をお願いしたい。

小規模保育事業の卒園児童については、利用調整上の取扱いで配慮する等により、卒園後確実に他の施設に入所できるような工夫が必要。

連携先の施設として小規模保育事業等を利用していた児童を受け入れる施設に対して、当該児童を受け入れることに対するインセンティブ付与の検討をお願いしたい。

連携施設の確保状況が低調に推移している現状を踏まえ、実態を把握した上で連携施設制度の在り方に係る検討を行う必要がある。

【方向性（案）】

小規模保育施設を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項等に係る通知において優先利用の例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のような取扱いも可能である旨FAQ等で明示することとしてはどうか。

連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うこととしてはどうか。

6(1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

【主な意見・論点・課題】

(1) 利用者支援事業

基本型は、個別支援・地域連携の総合的な類型であり、地域の子育て資源の開拓やネットワークづくりに寄与する事業であるため、量的拡充を促進すべき。

(2) 地域子育て支援拠点事業

親としての成長を促す地域子育て支援拠点の意義は高まっており、これまで以上に地域の身近な場所に設置すべき。

利用組数が多く、地域における中核的な地域子育て支援拠点については、利用者の多様なニーズに応えるための専門性の高い職員の確保を行うことができるよう、予算上の特別な措置が必要。

職員の専門性の向上のために、研修機会の確保と研修の体系化を図るとともに、責任の程度やキャリアに応じた適切な処遇が行うことができる予算上の仕組みが必要。

【現状】

(1) 利用者支援事業（基本型）

実施か所数（交付決定ベース）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
160	344	471	611	720

(2) 地域子育て支援拠点事業

実施か所数（交付決定ベース）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6,538	6,818	7,063	7,259	7,431

補助単価（令和元年度予算）

<基本事業> 一般型 8,152千円（5日型、常勤職員を配置の場合）

<加算事業> 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等を行った場合に加算）
3,290千円（基本事業一般型（5日型）で実施した場合）

（ ）この他、地域支援等の加算あり

<開設準備経費> 改修費等 4,000千円、礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【方向性（案）】

両事業とも、量的拡充については、ニーズを踏まえながら検討してまいりたい。また、予算上の仕組みについては、予算編成過程において検討してまいりたい。

【主な意見・論点・課題】

(3) 一時預かり事業

一時預かり事業について、積極的にすすめている自治体では国庫補助基準額を上回って、自治体独自の家賃補助、人件費補助などが行われている。

一方、現状は事業の特性から事務負担や保育士の負担が高く、ニーズに応えられないという経営上の課題があることが判明。

緊急時はもとより孤立や子育て不安を払しょくするためのレスパイト機能を有する一時預かり事業について、地域間格差が広がらないよう、国庫補助として職員の処遇改善、補助単価の見直しの検討をお願いしたい。

【現状】

一時預かり事業の実施状況は、以下のようになっている。(数値は平成29年度の実績)

一時預かり事業の類型	一般型	幼稚園型	幼稚園型	余裕活用型	居宅訪問型	地域密着型
数	9,232	5,293	-	500	0	一般型の内数

また、年間の延べ利用児童数は、一般型は約491万2千人、余裕活用型は約3万7千人。(数値は平成29年度の実績)

子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業の実施に必要な経費を対象としている。

交付金のうち運営費の基準額については、交付要綱において事業類型ごとに定めているが、年間延べ利用児童数に基づき算定される部分のほか、利用児童に応じて定める1人当たり日額、各種加算を設けている。また、開設準備経費の基準額も設定している。

(加算の例) 一般型一時預かり事業における基幹型施設加算、長時間加算、等

三菱UFJリサーチ & コンサルティングが作成した「一時預かり事業の運営状況等に関する調査報告書」(平成31年3月)によると、年間延べ利用児童数が900人未満の事業所においては、経営が赤字となっており、交付金収入だけでは人件費がまかなえていない。また、一時預かり事業を実施している施設の約6割は保育所であり、年間延べ利用児童数のうち、約4割の児童が一時預かり事業を定期利用している。

なお、子ども・子育て支援の質・量の充実を図るために必要な1兆円超メニューのうち、消費税財源以外の財源により実施することとされている、更なる「質の向上」を実施するための「0.3兆円超」のメニューの中に、一時預かり事業関係のものとして「保育所以外の施設についての事務経費を措置する」という項目がある。

【方向性(案)】

一時預かり事業について、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を、令和2年度予算の編成過程で検討することとしてはどうか。

6 (2) 条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限委譲の可否

【主な意見・論点・課題】

一時預かり事業と病児保育事業について、事業実施の届出から監査指導までを同一の主体が行うことにより一貫性を担保するため、現在都道府県が行うこととされている届出の受理や事業所への立入検査等について、事務処理権限を市町村に委譲する必要があるのではないか。

【現状】

1. 一時預かり事業と病児保育事業における届出先や立入検査等の権限について

一時預かり事業と病児保育事業については、児童福祉法上必要な事業の届出先や、立入検査等は、都道府県（指定都市、中核市、児童相談所設置市が実施するこれらの事業の立入検査等以外の事務・権限については、各市）が実施することとされている。

平成28年の地方分権提案において、これらの届出先や立入検査の権限を、市町村に移譲すべきという提案が成され、結果として子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しの検討の際に、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされた。

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）

【児童福祉法（昭22法164）】

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限（児童福祉法（昭22法164）34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

2. 権限移譲の可否に関する各自治体への調査の結果

昨年、全国の自治体に対して権限移譲の可否とその理由を調査したところ、可否についての回答状況は以下のとおり。（平成30年12月下旬時点の集計。回答自治体数1,613（回収率92.6%））

回答	件数・割合	
	一時預かり事業	病児保育事業
可能である	1 3 6 自治体（ 8 . 4 % ）	9 7 自治体（ 6 % ）
実績がないため回答できない	8 5 1 自治体（ 5 2 . 8 % ）	9 9 1 自治体（ 6 1 . 4 % ）
可能ではない（整っていない）	5 3 9 自治体（ 3 3 . 4 % ）	4 8 6 自治体（ 3 0 . 1 % ）
既に全ての事務・権限を移譲されており、事務を実施している	1 6 自治体（ 1 % ）	7 自治体（ 0 . 4 % ）
事務・権限のうち、一部を移譲されており、事務を実施している	4 3 自治体（ 2 . 7 % ）	6 自治体（ 0 . 4 % ）
無回答	2 8 自治体（ 1 . 7 % ）	2 6 自治体（ 1 . 6 % ）
合計	1 6 1 3 自治体	1 6 1 3 自治体

2. 各自治体への調査の結果（続き）

昨夏、全国の自治体に対し、権限移譲の可否とその理由を調査し、「可能ではない（整っていない）」と回答した市町村における、回答理由はそれぞれ以下のとおり。 自由記載、複数回答可能

理由	一時預かり事業	病児保育事業
人員や体制、財源の不足	463自治体（85.9%）	410自治体（84.4%）
ノウハウ、知識の不足	91自治体（16.9%）	100自治体（20.6%）
移譲される事務の中身がわからない	20自治体	16自治体
対象事業が少ない/無い	10自治体	15自治体
市が実施主体なのに監査するのは客観的ではない	9自治体	11自治体
広域的観点から都道府県がやるべき	5自治体	5自治体
そもそも都道府県でやるべき	4自治体	4自治体
そもそも事務が繁雑	3自治体	0自治体
都道府県と市で2重に監査となり煩雑	2自治体	0自治体
検討や準備をしていない	2自治体	2自治体
受け入れる方向	2自治体	0自治体
その他	4自治体	9自治体

【方向性（案）】

昨年実施した調査によると、一時預かり事業と病児保育事業の届出受理及び立入検査等の権限を市町村に委譲することについて、「可能」と回答した自治体は1割に満たず、多くの自治体から人員体制やノウハウの欠如を理由に「不可能」との回答が寄せられたところ。

当該調査結果を踏まえ、一時預かり事業と病児保育事業に係る届出の受理や立入検査等の実施権限は引き続き都道府県に属することとしつつ、条例による事務処理特例制度を活用することで、市町村への権限委譲を可能とする現行の取扱いを周知することとしてはどうか。

6(3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策

【主な意見・論点・課題】

現行制度において実施が可能とされているものの利用が進んでいない、居宅訪問型の一時預かり事業や病児保育事業、延長保育事業について、制度利用を阻害する要因を分析し制度内容を改善する必要がある。

【現状】

一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業では、それぞれの類型の中に「居宅訪問型」を設けている。実施状況は、各事業ごとに以下のようになっている。（ 数値は平成29年度の実績 ）

一時預かり事業 の類型	一般型	幼稚園 型	幼稚園 型	余裕活用型	居宅訪問型	地域密着 型
数	9,232	5,293	-	500	0	一般型の内数

病児保育事業 の類型	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対 応型	非施設型（訪 問型）
数	985	637	1,255	9

延長保育事業 の類型	一般型	訪問型
数	26,935	1

【方向性（案）】

制度利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ないことも踏まえつつ、方法も含め検討することとしてはどうか。

6(4) 病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用のための支援等の在り方

【主な意見・論点・課題】

病児保育事業は経営基盤等の観点から事業運営が不安定であるため、スキルアップ支援等の人材確保への支援を行うとともに、公費負担を拡充する等事業運営費に対する措置を行う必要がある。

【これまでの取組】

1. 病児保育事業の概要

病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3の負担割合で必要な費用の補助をしている。

類型として、病児対応型、病後児対応型、体調不良児型、非施設型（訪問型）、がある。

2. 病児保育事業の見直し状況について

病児保育事業に関し、感染症の流行や病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きく、経営が不安定になるなどの御指摘をいただいていたことから、平成27年度に病児保育事業に係る収支状況調査を実施した。その結果、調査を行った事業所の約半数以上が赤字経営となっていた実態が明らかになった。

平成28年度には、病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調が悪化した児童を看護師等が病院等の専用スペースに送迎し、一時的に保育を行う場合の送迎対応に係る費用について加算を創設した。

さらに、平成30年度には、

- ・運営費の基本単価について、より事業の安定につながる補助の仕組みを構築した上で、
- ・利用児童数に応じた加算について、現在2,000人となっている上限を見直し、2,000人を超えて利用した場合にも、利用児童数に応じた加算を行うこととした。

平成30年度の改善を踏まえた運営状況については、今年度、調査を行う予定。

【方向性（案）】

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、さらなる検討を行うこととしてはどうか。

6 (5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

【論点・課題】

幼稚園等における預かり保育に対応する運営費支援である一時預かり事業（幼稚園型）は、特別な支援を要する子どもがいても単価が変わらないため、必要な人員配置ができないことにより特別な支援を要する子どもの利用を断るケースもある。

幼稚園等における一時預かり事業において、特別な支援を要する子どもがいる場合の支援を検討できないか。

【現状】

幼稚園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、教育課程に係る時間中は、公定価格における療育支援加算や私学助成における特別支援教育費補助による運営費支援が受けられる。

幼稚園等における預かり保育に対する運営費支援である時預かり事業（幼稚園型）においては、子どもの利用時間に応じて一人当たり一日400～850円の単価が適用されるが、特別な支援を要する子どもを受け入れた場合であっても、単価の加算等は行われない。

【参考 これまでに一時預かり事業幼稚園型において創設した加算】

・就労支援型施設加算（事務経費） 2018年度に創設

加算単価約138万（配置月数が6月に満たない場合には、約69万）

- ✓ 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上の預かりを実施していること
- ✓ 小規模保育等の連携施設となっていること
- ✓ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

・保育体制充実加算 2019年度に創設

加算単価：約144万

- ✓ 担当職員を全て有資格者（幼稚園教諭又は保育士）とし、2名を下ることがないようにすること
- ✓ 平日及び長期休業日中の双方において、原則11時間以上の預かりを行うこと、
又は、平日及び長期休業日中の双方において、原則9時間以上の預かりを行うとともに、休日において40日以上以上の預かりを行うこと
- ✓ 年間延べ利用児童数が2000人超であること



【方向性（案）】

- 一時預かり事業（幼稚園型）において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を令和2年度予算の編成過程で検討することとしてはどうか。

7 (1) 職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

【論点・課題】

職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保。

【現状】

○子ども・子育て支援の質・量の充実に図るために必要な1兆円超のメニューのうち、消費税率が10%に引き上げられたときに実施することになっていた、「0.7兆円」のメニューについて、消費税率が8%に据え置かれる中においてもすべて実施済

(主な事項)

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
 - ・3歳児の職員配置改善(20:1 15:1)
 - ・職員給与の改善(3%)
- 【H27実施済】

○消費税財源以外の財源により実施することとされている、更なる「質の向上」を実施するための「0.3兆円超」のメニューについては、これまで一部の事項を実施済。

(実施済の主な事項)

- ・職員給与の改善(2%)【H29実施済】
- ・副食費相当額を免除する対象世帯の拡充(生活保護世帯 市町村民税非課税世帯)【本年10月から実施】

(未実施の主な事項)

- ・1歳児の職員配置改善(6:1 5:1)
- ・4・5歳児の職員配置改善(30:1 25:1)
- ・第三者評価等の受審費用の支援(3年に1度の受審)
- ・地域の子育て支援の活動費 等

○骨太の方針2019においても、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とこととされている。

【方向性(案)】

- 骨太の方針2019など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、安定的な財源の確保に努める。

7(2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方

【論点・課題】

幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証をどのように行っていくか。

【現状・これまでの取組】

- 今般の幼児教育・保育の無償化は、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性の観点から実施するもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)等において、以下の統計・調査を参考にしている。
 - ▶ ①について
これらの統計・調査は、少子化社会対策大綱(2015年3月閣議決定)においても指標として用いられている。
【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」】(ほぼ5年ごとに実施。2015年で第15回。)
 - ・ 理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合
総数：56.3% 20代：76.5% 30～34歳：81.1%(2015年)
 - 【内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」】(2010年度、2014年度に実施)
 - ・ 「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子どもが欲しいと思えますか」との質問に対し、「将来の教育費に対する補助」、「幼稚園・保育所などの費用の補助」を挙げる人の割合(20代、30代の男女を対象とした調査)
将来の教育費に対する補助：68.6% 幼稚園・保育所などの費用の補助：59.4%(2014年度)
 - ▶ ②について
【米国ペリー就学前計画】
 - ・ 幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすという研究結果
- 【年齢別・施設別の利用者数及び割合】
 - ・ 3歳から5歳の子供たちのほとんどが、認定こども園、幼稚園、保育所のいずれかを利用

【方向性(案)】

- については、当面は、同様の指標に係る数値の変化を確認する。
- については、当面は、年齢別・施設別の利用者数及び割合を確認する。
- 中長期的には、出生率への影響や、幼児教育の効果等をどのように検証するかを検討。

7(3) 幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否

【論点・課題】

幼稚園や幼稚園型認定こども園についても、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、利用者負担の滞納があった場合に、施設の設置者からの求めに応じて市町村が強制徴収を行うことができるようにすべきか。

【現状】

- 児童福祉法第56条第7項及び第8項の規定に基づき、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等については、利用者負担額の滞納があった場合に、施設の設置者の請求に基づき、市町村が強制徴収できることとなっている。
- 平成29年の地方からの提案において、施設における事務負担の軽減の観点から、幼稚園や幼稚園型認定こども園についても、市町村による強制徴収を可能とすることを求める提案があった。

【検討の視点】

- 幼児教育・保育の無償化により、必要量の区分に関わらず3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児について利用者負担額が無料となるため、強制徴収の対象を拡大することの意義も薄くなっている。
- 強制徴収の対象施設を拡大することは、市町村の事務の増大につながる。
- 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等については、
 - ・児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施義務または同条第2号の規定による保育の確保義務が課されていること
 - ・同条第4項の規定による保育の利用の勧奨や支援、同条第5項または第6項の規定による措置入所の対象とされていることなど、「児童福祉施設」として有している責務の履行を担保するために、市町村による強制徴収が認められているのに対し、幼稚園や幼稚園型認定こども園は「学校」であり、上記の措置入所等の対象ともなっていない。

【方向性（案）】

- ・ 保育料の徴収権限は、児童福祉施設としての責務の履行を担保するために付与されたもの
- ・ 加えて、幼児教育・保育の無償化により、これらの施設に強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっている
- ・ 以上のことから、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととしてはどうか。

7(4) 保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

【主な意見・論点・課題】

都市部と過疎地等地域の実情に応じて、保育所等における面積基準の見直しや、民間保育所等における0～2歳児の給食の外部搬入規制の見直しを行う必要がある。

給食の外部搬入には反対。(第44回子ども・子育て会議 森田委員)

【現行の制度概要】

1. 面積基準について

保育所における面積基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条において規定されている。この面積基準は、都道府県が条例で基準を定めるにあたって「従うべき基準」とされている(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第2項)。

なお、待機児童が100人以上いる、地価が一定以上である等の要件を満たす自治体として厚生労働大臣が定める自治体においては、「従うべき基準」ではなく「標準とする」とする特例措置が現にある(第1次地方分権一括法附則第4条等。令和5年3月31日までの時限的な措置)。現在、この特例を活用している自治体は、大阪市のみ。

2. 民間保育所等における0～2歳児の給食の外部搬入の扱いについて

保育所等における3～5歳児の給食は、自園調理が原則とされつつ、一定の条件を満たした場合には外部搬入も可能とされている。

また、0～2歳児の給食については、構造改革特区に所在する公立保育所でのみ、一定の要件を満たした場合に外部搬入が可能とされている。(構造改革特区を活用した、0～2歳児の給食の外部搬入を行っている公立保育所の数：389(平成29年2月時点))

構造改革特区における外部搬入については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による評価意見(平成30年4月24日付け)において、「医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早である」とされた。

【方向性(案)】

面積基準については、既に特例措置が講じられているため、追加の措置は不要ではないか。

給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されていることを踏まえれば、現時点で方針を決定するのは時期尚早ではないか。